

参 考 法 令

◎ 都市計画法（抄）

昭和43年6月15日

法律第100号

（地域地区）

第8条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

(1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）

(2)～(5)の2 省略

(6) 景観法（平成16年法律第110号）第61条第1項の規定による景観地区

(7) 風致地区

(8)～(11) 省略

(12) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条の規定による緑地保全地域、同法第12条の規定による特別緑地保全地区又は同法第34条第1項の規定による緑化地域

(13) 省略

(14) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区

(15) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条第1項の規定による伝統的建造物群保存地区

(16) 省略

2 省略

3 地域地区については、都市計画に、第1号及び第2号に掲げる事項を定めるものとともに、第3号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

(1) 地域地区の種類（特別用途地区にあつては、その指定により実現を図るべき特別の目的を明らかにした特別用途地区の種類）、位置及び区域

(2) 次に掲げる地域地区については、それぞれ次に定める事項

イ 用途地域 建築基準法第52条第1項第1号から第4号までに規定する建築物の容積率

（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）並びに同法第53条の2第1項及び第2項に規定する建築物の敷地面積の最低限度（建築物の敷地面積の最低限度にあつては、当該地域における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。）

ロ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域 建築基準法第53条第1項第1号に規定する建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）、同法第54条に規定する外壁の後退距離の限度（低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため必要な場合に限る。）及び同法第55条第1項に規定する建築物の高さの限度

ハ 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域 建築基準法第53条第1項第1号から第3号まで又は第5号に規定する建築物の建蔽率

ニ 特定用途制限地域 制限すべき特定の建築物等の用途の概要

ホ～リ 省略

(3) 面積その他政令で定める事項

4 省略

第9条 第一種低層住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。

2 第二種低層住居専用地域は、主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。

3 第一種中高層住居専用地域は、中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。

- 4 第二種中高層住居専用地域は、主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 5 第一種住居地域は、住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 6 第二種住居地域は、主として住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 7 準住居地域は、道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 8 田園住居地域は、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 9 近隣商業地域は、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。
- 10 商業地域は、主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。
- 11 準工業地域は、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域とする。
- 12 工業地域は、主として工業の利便を増進するため定める地域とする。
- 13 工業専用地域は、工業の利便を増進するため定める地域とする。
- 14～21 省略
- 22 風致地区は、都市の風致を維持するため定める地区とする。
- 23 省略

(建築物の建蔽率等の指定)

第 41 条 都道府県知事は、用途地域の定められていない土地の区域における開発行為について開発許可をする場合において必要があると認めるときは、当該開発区域内の土地について、建築物の建蔽率、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めることができる。

2 省略

◎ 景 観 法 (抄)

(平成16年6月18日)
法律第110号

(定義)

第 7 条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下この項及び第98条第1項において「指定都市」という。)の区域にあっては指定都市、同法第252条の22第1項の中核市(以下この項及び第98条第1項において「中核市」という。)の区域にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であって、第98条第1項の規定により第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づく事務(同条において「景観行政事務」という。)を処理する市町村の区域にあっては、当該市町村をいう。

2 省略

3 この法律において「屋外広告物」とは、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

4～6 省略

(景観計画)

第 8 条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地(水面を含む。以下この項、第11条及び第14条第2項において同じ。)の区域について、良好な景観の形成に関する計画(以下「景観計画」という。)を定めることができる。

(1)～(5) 省略

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）
- (2) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- (3) 第 19 条第 1 項の景観重要建造物又は第 28 条第 1 項の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）
- (4) 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの
 - イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
 - ロ～ホ 省略

3～11 省略

（景観重要建造物の指定）

第 19 条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第 3 項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

2, 3 省略

（景観重要樹木の指定）

第 28 条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第 3 項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあつては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

2, 3 省略

第 61 条 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に、景観地区を定めることができる。

（準景観地区の指定）

第 74 条 市町村は、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るため、準景観地区を指定することができる。

2～6 省略

（準景観地区内における行為の規制）

第 75 条 市町村は、準景観地区内における建築物又は工作物について、景観地区内におけるこれらに対する規制に準じて政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を保全するため必要な規制（建築物については、建築基準法第 68 条の 9 第 2 項の規定に基づく条例により行われるものを除く。）をすることができる。

2, 3 省略

第 76 条 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において、建築物又は工作物（以下この条において「建築物等」という。）の形態意匠の制限が定められている区域に限る。）内における建築物等の形態意匠について、政令で定める基準に従い、条例で、当該地区計画等において定められた建築物等の形態意匠の制限に適合するものとしなければならないこととすることができる。

2 省略

3 第 1 項の規定に基づく条例（以下「地区計画等形態意匠条例」という。）には、第 63 条、第 64 条、第 66 条、第 68 条及び第 71 条の規定の例により、当該条例の施行のため必要な市町村長による計画の認定、違反建築物又は違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。

4～6 省略

(景観協定の締結等)

第 81 条 景観計画区域内の一団の土地（公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。）の所有者及び借地権を有する者（土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 98 条第 1 項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号。以下「大都市住宅等供給法」という。））第 83 条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者。以下この章において「土地所有者等」という。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定（以下「景観協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第 98 条第 1 項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 景観協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 景観協定の目的となる土地の区域（以下「景観協定区域」という。）

(2) 良好な景観の形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの

イ 建築物の形態意匠に関する基準

ロ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準

ハ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準

ニ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項

ホ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準

ヘ 農用地の保全又は利用に関する事項

ト その他良好な景観の形成に関する事項

(3) 景観協定の有効期間

(4) 景観協定に違反した場合の措置

3, 4 省略

◎ 都市緑地法（抄）

昭和 48 年 9 月 1 日
法律 第 72 号

(緑地保全地域に関する都市計画)

第 5 条 都市計画区域又は準都市計画区域内の緑地で次の各号のいずれかに該当する相当規模の土地の区域については、都市計画に緑地保全地域を定めることができる。

1 無秩序な市街地化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの

2 地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの

(特別緑地保全地区に関する都市計画)

第 12 条 都市計画区域内の緑地で次の各号のいずれかに該当する土地の区域については、都市計画に特別緑地保全地区を定めることができる。

(1) 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯若しくは雨水貯留浸透地帯（雨水を一時的に貯留し又は地下に浸透させることにより浸水による被害を防止する機能を有する土地の区域をいう。）として適切な位置、規模及び形態を有するもの

(2) 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となつて、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの

(3) 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの

イ 風致又は景観が優れていること。

ロ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること。

2 省略

(緑化地域に関する都市計画)

第 34 条 都市計画区域内の都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域については、都市計画に、緑化地域を定めることができる。

2, 3 省略

◎ 生産緑地法 (抄) (昭和 49 年 6 月 1 日) 法律 第 68 号

(生産緑地地区に関する都市計画)

第 3 条 市街化区域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条第 1 項の規定による市街化区域をいう。)内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

(1)~(3) 省略

2~6 省略

◎ 文化財保護法 (抄) (昭和 25 年 5 月 30 日) 法律 第 214 号

第 3 章 有形文化財

(指定)

第 27 条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

(重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定)

第 78 条 文部科学大臣は、有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができる。

2~3 省略

第 7 章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第 109 条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3~6 省略

(仮指定)

第 110 条 前条第 1 項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2~3 省略

第 9 章 伝統的建造物群保存地区

(伝統的建造物群保存地区)

第 142 条 この章において「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、次条第 1 項又は第 2 項の定めるところによ

り市町村が定める地区をいう。

(伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護)

第 143 条 市町村は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条又は第 5 条の 2 の規定により指定された都市計画区域又は準都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする。

2 市町村は、前項の都市計画区域又は準都市計画区域以外の区域においては、条例の定めるところにより、伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3～5 省略

◎ 鹿児島県文化財保護条例（抄）

〔昭和 30 年 12 月 26 日〕
〔条 例 第 4 8 号〕

第 2 章 指定有形文化財

(指定)

第 4 条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを鹿児島県指定有形文化財（以下「指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2～6 省略

第 4 章 指定有形民俗文化財・指定無形民俗文化財

(指定)

第 25 条 教育委員会は、県の区域内に存する有形の民俗文化財（法第 78 条第 1 項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鹿児島県指定有形民俗文化財（以下「指定有形民俗文化財」という。）に、県の区域内に存する無形の民俗文化財（法第 78 条第 1 項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鹿児島県指定無形民俗文化財（以下「指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2～4 省略

第 5 章 指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第 30 条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物（法第 109 条第 1 項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鹿児島県指定史跡、鹿児島県指定名勝又は鹿児島県指定天然記念物（以下「指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 省略

◎ 森 林 法 （ 抄 ）

〔昭和 26 年 6 月 26 日〕
〔法 律 第 2 4 9 号〕

(指定)

第 25 条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第 1 号から第 3 号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあつては、重要流域（2 以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重

要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。)内に存するものに限る。)を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第3条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

(1)~(10) 省略

(11) 名所又は旧跡の風致の保存

2~4 省略

◎ 都市公園法(抄) (昭和31年4月20日 法律第79号)

(定義)

第2条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

(1) 都市計画施設(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。)である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第2項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

(2) 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地(ロに該当するものを除く。)

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

2 省略

3 次の各号に掲げるものは、第1項の規定にかかわらず、都市公園に含まれないものとする。

(1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)の規定により決定された国立公園又は国定公園に関する公園計画に基づいて設けられる施設(以下「国立公園又は国定公園の施設」という。)たる公園又は緑地

(2) 自然公園法の規定により国立公園又は国定公園の区域内に指定される集団施設地区たる公園又は緑地

◎ 社会資本整備重点計画法(抄) (平成15年3月31日 法律第20号)

(定義)

第2条 この法律において「社会資本整備重点計画」とは、社会資本整備事業に関する計画であって、第4条の規定に従い定められたものをいう。

2 この法律において「社会資本整備事業」とは、次に掲げるものをいう。

(1)~(6) 省略

(7) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園その他政令で定める公園又は緑地の新設又は改築に関する事業及び都市における緑地の保全に関する事業

◎ 社会資本整備重点計画法施行令（抄）

平成15年3月31日

政令第162号

（都市公園以外の公園又は緑地）

第2条 法第2条第2項第7号の政令で定める公園又は緑地は、次に掲げるものとする。

- (1) 国及び地方公共団体以外の者が設置する都市計画施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。）である公園又は緑地
- (2) 人口が5千以上であり、かつ、中心の市街地を形成している区域内の人口が千以上である町村が設置する公園又は緑地（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園に該当するものを除く。）のうち、次に掲げる要件に該当するもの
 - イ 当該町村の中心の市街地を形成している区域内に居住する者が容易に利用することができる位置に設置されること。
 - ロ 敷地面積がおおむね4ヘクタール以上であること。
 - ハ 少なくとも園路、広場、植栽及び便所が設けられるほか、都市公園法第2条第2項第2号から第9号までに掲げる施設のうち当該公園又は緑地を休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供するため必要なものが設けられること。

◎ 自然公園法（抄）

昭和32年6月1日

法律第161号

（特別地域）

第20条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に、特別地域を指定することができる。

2 省略

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

(1)～(6) 省略

(7) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

(8)～(18) 省略

4～8 省略

9 次に掲げる行為については、第3項及び前3項の規定は、適用しない。

(1) 公園事業の執行として行う行為

(2) 省略

(3) 第43条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うもの

(4) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

（普通地域）

第33条 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国立公園にあつては環境大臣に対し、国定公園にあつては都道府県知事に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、第1号、第3号、第5号及び第7号に掲げる行為で海域内において漁具の設

置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

(1)～(2) 省略

(3) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

(4)～(7) 省略

2～6 省略

7 次の各号に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(1) 公園事業の執行として行う行為

(2) 認定生態系維持回復事業等として行う行為

(3) 第43条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うもの

(4) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

(5) 国立公園、国定公園若しくは海域公園地区が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為

(6) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

◎ 自然公園法施行規則（抄）

〔昭和32年10月11日〕
〔厚生省令第41号〕

（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

第12条 法第20条第9項第4号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(22)の11 省略

(23) 地表から2.5メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること。

(24) 法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。

(25)～(31) 省略

◎ 県立自然公園条例（抄）

〔昭和33年4月18日〕
〔条例第27号〕

（特別地域）

第18条 知事は、自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に、特別地域を指定することができる。

2 省略

3 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

(1)～(6) 省略

(7) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

(8)～(18) 省略

4～6 省略

7 次に掲げる行為については、前4項の規定は、適用しない。

(1) 公園事業の執行として行う行為

(2) 認定生態系維持回復事業等（第 26 条第 1 項により行われる生態系維持回復事業及び同条第 2 項の確認又は同条第 3 項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

(3) 第 29 条第 1 項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第 1 号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項に従つて行うもの

(4) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの

(普通地域)

第 20 条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。

(1)～(2) 省略

(3) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

(4)～(6) 省略

2～6 省略

7 次に掲げる行為については、第 1 項及び第 2 項の規定は、適用しない。

(1) 公園事業の執行として行う行為

(2) 認定生態系維持回復事業等として行う行為

(3) 第 29 条第 1 項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第 1 号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項に従つて行うもの

(4) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの

(5) 自然公園が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為

(6) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

◎ 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（抄）

（昭和 37 年 5 月 18 日
法律第 142 号）

（保存樹等の指定）

第 2 条 市町村長は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条の規定により指定された都市計画区域内において、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、政令で定める基準に該当する樹木又は樹木の集団を保存樹又は保存樹林として指定することができる。

2～3 省略

◎ 自然環境保全法（抄）

（昭和 47 年 6 月 22 日
法律第 85 号）

第 3 章 原生自然環境保全地域

（指定）

第 14 条 環境大臣は、その区域における自然環境が人の活動によつて影響を受けることなく原生の状態を維持しており、かつ、政令で定める面積以上の面積を有する土地の区域であつて、国又は地方公共団体が所有するもの（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林（同条第 1 項後段又は第 2 項後段において準用する同法第 25 条第 2 項の規定により指定された保安林を除く。）の区域を除く。）のうち、当該自然環境を保全することが特に必要なものを原生自然環境保全地域として

指定することができる。

2～6 省略

第4章 自然環境保全地域

(指定)

第22条 環境大臣は、原生自然環境保全地域以外の区域で次の各号のいずれかに該当するもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。

- (1) 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が政令で定める面積以上のもの（政令で定める地域にあつては、政令で定める標高以上の標高の土地の区域に限る。）
- (2) 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が政令で定める面積以上のもの
- (3) 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの
- (4) その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの
- (5) その海域内に生存する熱帯魚、さんご、海藻その他の動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海域でその面積が政令で定める面積以上のもの
- (6) 植物の自生地、野生動物の生息地その他の政令で定める土地の区域でその区域における自然環境が前各号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもののうち、その面積が政令で定める面積以上のもの

2 自然公園法第2条第1号に規定する自然公園の区域は、自然環境保全地域の区域に含まれないものとする。

3～7 省略

◎ 鹿児島県自然環境保全条例（抄）

（昭和48年3月30日）

条例第23号

第3章 県自然環境保全地域

(指定)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを県自然環境保全地域（以下「保全地域」という。）として指定することができる。

- (1) 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が規則で定める面積以上のもの
- (2) 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの
- (3) その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの
- (4) 植物の自生地、野生動物の生息地その他の規則で定める土地の区域でその区域における自然環境が前各号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもののうち、その面積が規則で定める面積以上のもの

2 次の各号に掲げる区域は、保全地域の区域に含まれないものとする。

- (1) 自然環境保全法（昭和47年法律第85条）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域の区域

(2) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 1 号に規定する自然公園の区域
3～9 省略

◎ 道 路 法 （ 抄 ）
〔昭和 27 年 6 月 10 日〕
〔法律 第 180 号〕

（道路の占用の許可）

第 32 条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- (2)～(6) 省略

(7) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2～5 省略

◎ 道 路 法 施 行 令 （ 抄 ）
〔昭和 27 年 12 月 4 日〕
〔政令 第 479 号〕

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第 7 条 法第 32 条第 1 項第 7 号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
- (2)～(13) 省略

◎ 道 路 交 通 法 （ 抄 ）
〔昭和 35 年 6 月 25 日〕
〔法律 第 105 号〕

（禁止行為）

第 76 条 何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。

- 2 何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置してはならない。
- 3 何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。
- 4 省略

（道路の使用の許可）

第 77 条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する 2 以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

- (1) 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
- (2) 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
- (3) 以下省略

◎ 建築基準法（抄）

昭和25年5月24日

法律第201号

（看板等の防火措置）

第64条 防火地域内にある看板，広告塔，装飾塔その他これらに類する工作物で，建築物の屋上に設けるもの又は高さ3メートルを超えるものは，その主要な部分を不燃材料で造り，又は覆わなければならない。

（工作物への準用）

第88条 煙突，広告塔，高架水槽，擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機，ウォーターシュート，飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については，第3条，第6条（第3項，第5項及び第6項を除くものとし，第1項及び第4項は，昇降機等については第1項第1号から第3号までの建築物に係る部分，その他のものについては同項第4号の建築物に係る部分に限る。），第6条の2（第3項を除く。），第6条の4（第1項第1号及び第2号の建築物に係る部分に限る。），第7条から第7条の4まで，第7条の5（第6条の4第1項第1号及び第2号の建築物に係る部分に限る。），第8条から第11条まで，第12条第5項（第3号を除く。）及び第6項から第9項まで，第13条，第15条の2，第18条（第4項から第13項まで及び第24項を除く。），第20条，第28条の2（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。），第32条，第33条，第34条第1項，第36条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。），第37条，第38条，第40条，第3章の2（第68条の20第2項については，同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。），第86条の7第1項（第28条の2（第86条の7第1項の政令で定める基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。），第86条の7第2項（第20条に係る部分に限る。），第86条の7第3項（第32条，第34条第1項及び第36条（昇降機に係る部分に限る。）に係る部分に限る。），前条，次条並びに第90条の規定を，昇降機等については，第7条の6，第12条第1項から第4項まで，第12条の2，第12条の3及び第18条第24項の規定を準用する。この場合において，第20条第1項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは，「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

2～4 省略

◎ 建築基準法施行令（抄）

昭和25年11月16日

政令第338号

（工作物の指定）

第138条 煙突，広告塔，高架水槽，擁壁その他これらに類する工作物で法第88条第1項の規定により政令で指定するものは，次に掲げるもの（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものその他他の法令の規定により法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものを除く。）とする。

(1)～(2) 省略

(3) 高さが4メートルを超える広告塔，広告板，装飾塔，記念塔その他これらに類するもの

(4) 以下省略

（広告塔又は高架水槽等）

第141条 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第3号及び第4号に掲げる工作物に関する法第88条第1項において読み替えて準用する法第20条第1項の政令で定める技術的基準は，次のとおりとする。

(1) 国土交通大臣が定める構造方法により鉄筋，鉄骨又は鉄筋コンクリートによつて補強した

場合を除き、その主要な部分を組積造及び無筋コンクリート造以外の構造とすること。

- (2) 次項から第4項までにおいて準用する規定（第7章の8の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。
- 2 前項に規定する工作物については、第5章の4第3節、第7章の8並びに第139条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。
 - 3 第1項に規定する工作物のうち前項において準用する第139条第1項第3号又は第4号ロの規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いるものについては、前項に規定するもののほか、耐久性等関係規定（第36条、第36条の2、第39条第4項、第49条並びに第80条において準用する第72条及び第74条から第76条までの規定を除く。）を準用する。
 - 4 第1項に規定する工作物のうち前項に規定するもの以外のものについては、第2項に規定するもののほか、第36条の3、第37条、第38条、第39条第1項及び第2項、第40条から第42条まで、第44条、第46条第1項及び第2項、第47条、第3章第5節、第6節及び第6節の2並びに第80条の2の規定を準用する。

◎ 公 職 選 挙 法 （ 抄 ）

〔昭和25年4月15日〕
法律第100号

（選挙運動の期間）

第129条 選挙運動は、各選挙につき、それぞれ第86条第1項から第3項まで若しくは第8項の規定による候補者の届出、第86条の2第1項の規定による衆議院名簿の届出、第86条の3第1項の規定による参議院名簿の届出（同条第2項において準用する第86条の2第9項の規定による届出に係る候補者については、当該届出）又は第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項若しくは第8項の規定による公職の候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日まででなければ、することができない。

（文書図画の掲示）

第143条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第1号、第2号、第4号、第4号の2及び第5号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

- (1) 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
 - (2) 第141条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
 - (3) 公職の候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類
 - (4) 演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
 - (4)の2 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類
 - (4)の3 個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の場合に限る。）
 - (5) 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者が使用するものに限る。）
- 2 選挙運動のために、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類（前項第4号の2の映写等の類を除く。）を掲示する行為は、同項の禁止行為に該当するものとみなす。

3～19 省略

（ポスター掲示場）

第144条の2 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第143条第1項第5号のポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）の掲示場を設けなければな

らない。
2～10 省略

◎ 行政代執行法（抄）
〔昭和23年5月15日〕
〔法律第43号〕

- 第1条 行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。
- 第2条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。
- 第3条 前条の規定による処分（代執行）をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。
- 2 義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもつて、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。
- 3 非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、前2項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。
- 第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。
- 第5条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。
- 第6条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。
- 2 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。
- 3 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。

◎ 刑法（抄）
〔明治40年4月24日〕
〔法律第45号〕

（器物損壊等）

第261条 前3条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。

（親告罪）

第264条 第259条、第261条及び前条の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

◎ 軽犯罪法（抄）
〔昭和23年5月1日〕
〔法律第39号〕

第1条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

(1)～(32) 省略

- (33) みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をし、若しくは他人の看板、禁札その他の標示物を取り除き、又はこれらの工作物若しくは標示物を汚した者
- (34) 省略

◎ 鹿児島県事務処理の特例に関する条例（抄）

平成12年3月28日
条例第7号

（市町村が処理する事務の範囲等）

第2条 知事の権限に属する事務のうち、別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表（第2条関係）

土木部

事	務	市町村
1の3	屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）、鹿児島県屋外広告物条例（昭和39年鹿児島県条例第83号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第7条第3項の規定による代執行及び費用の徴収 (2) 法第7条第4項の規定によるはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の除却 (3) 法第8条第1項の規定による除却し、又は除却させた広告物又は掲出物件の保管 (4) 法第8条第2項の規定による保管した広告物又は掲出物件の公示 (5) 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却及び売却代金の保管 (6) 法第8条第4項の規定による保管した広告物又は掲出物件の廃棄 (7) 法第8条第5項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却代金の売却費用への充当 (8) 法第8条第6項の規定による保管した広告物又は掲出物件の除却等の措置に要した費用の所有者等への負担命令 (9) 条例第5条の規定による制限地域等における広告物の表示又は掲出物件の設置の許可 (10) 条例第6条第1項ただし書の規定による国又は地方公共団体からの届出の受理 (11) 条例第6条第4項の規定による禁止地域等における広告物の表示又は掲出物件の設置の許可 (12) 条例第8条第1項の規定による許可の条件の付加 (13) 条例第8条第3項の規定による許可の期間の更新 (14) 条例第9条の規定による変更等の許可又は許可の条件の付加 (15) 条例第13条第2項の規定による除却の届出の受理 (16) 条例第14条の規定による措置命令 (17) 条例第15条の規定による許可の取消し (18) 条例第16条の規定による除却命令 (19) 条例第17条第1項の規定による立入検査 (20) 条例第19条の規定による管理者等の届出の受理 (21) 条例第19条の14の規定による屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告	各市町村

◎ 鹿児島県手数料徴収条例（抄）

平成12年3月28日
条例第11号

（手数料の徴収）

第2条 県は、特定の者のためにする事務については手数料を徴収する。

- 2 県が手数料を徴収する事務，当該手数料の名称及びその金額は，別表第1に掲げるとおりとする。
- 3 手数料の金額については，別表第1の金額の欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし，その他のものについては1件についての金額とする。

別表第1（第2条関係）

土木部

事 務	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金 額
15の2 鹿児島県屋外広告物条例（昭和39年鹿児島県条例第83号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務	(1) 条例第19条の2第1項の規定に基づく屋外広告業の登録の申請に対する審査	屋外広告業登録申請手数料	10,000円
	(2) 条例第19条の2第3項の規定に基づく屋外広告業の更新の登録の申請に対する審査	屋外広告業更新登録申請手数料	10,000円
	(3) 条例第19条の10第1項の規定に基づく講習会の開催	屋外広告物講習手数料	2,200円

